

議案第 73 号

北名古屋市市税条例の一部改正について

北名古屋市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、固定資産税の納期前の納付における報奨金制度について、納税者間の不公平性の解消、また、納税方法の多様化により期限内自主納付が浸透し、所期の目的が達成されたことから当該制度を廃止するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市市税条例の一部を改正する条例

北名古屋市市税条例（平成18年北名古屋市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第70条第2項及び第3項を削る。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。